

基発第0511003号
職発第0511001号
平成16年5月11日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

社会保険労務士が行う求人の申込みに係る事務代理の取扱いについて

社会保険労務士が行う職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条の5の規定に基づく求人の申込み（以下「求人の申込み」という。）に係る社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条第1項第1号の3に規定する事務代理（以下「事務代理」という。）については、昭和62年3月16日付け労働省発勞徴第15号・職発第130号「社会保険労務士が行う求人の申込みの事務代理について」等により、その業務を開始しようとする社会保険労務士に対して認定研修の受講を求める等の措置を講じているところである。

当該措置は、社会保険労務士が行う求人の申込みに係る事務代理及び求人の内容等が、職業安定法等に照らして適正に行われること等を目的として設けられたものであるが、今後は、当該措置によらず、個別に社会保険労務士に対する助言・指導等を行うことで事務代理及び求人の内容等の適正を確保するよう努めることとし、下記の通達を改廃することとしたので通知する。

記

- 1 昭和62年3月16日付け労働省発勞徴第15号・職発第130号「社会保険労務士が行う求人の申込みの事務代理について」は、廃止する。
- 2 平成13年4月2日付け職発第203号「一般職業紹介業務取扱要領の改正について」別添「一般職業紹介業務取扱要領」第3部第1の3（2）キを次のように改める。

キ 社会保険労務士の事務代理により申し込む方法
求人は、社会保険労務士による事務代理によって申し込むことができる。